

(1) 令和6年能登半島地震に係る災害応急対応の自主点検レポート

令和6年能登半島地震による被災地の復旧・復興支援はいまだ途上であり、今後も継続的に取り組んでいく必要がある。一方、今般の災害から得た経験、教訓を踏まえて、災害対応を不断に見直していくことが重要であり、令和6年能登半島地震においても、一連の災害対応を振り返る中で浮かび上がった課題を乗り越える方策や、災害対応上有効と認められる新技術等を洗い出し、初動対応・応急対策を強化するための措置等について、今後の対策に反映する必要がある。

このため、令和6年能登半島地震における地方公共団体支援、避難所運営、物資調達・輸送などの発災後の災害応急対応について、対応に当たった職員の経験を収集し、整理するため、内閣官房副長官補を座長とし、関係府省庁の幹部級職員を構成員とする「令和6年能登半島地震に係る検証チーム」を開催した。本検証チームでは、今回の災害応急対応について評価できる点と改善すべき点を抽出し、現在も復旧等に向けた取組が行われている被災地を含め、今後の災害対応に生かしていくことを目的として、点検作業を行った。点検の対象とする災害応急対応として、「令和6年能登半島地震被災者生活・生業再建支援チーム」を立ち上げて各府省庁が連携して対応した地方公共団体支援、避難所運営及び物資調達・輸送の3分野のほか、半島という地理的制約の中で、これまでの災害対応と比較しても困難な状況の下、初動対応・応急対策に大きく貢献したスタートアップの新たな技術にも焦点を当てて整理を行い、令和6年6月に「令和6年能登半島地震に係る災害応急対応の自主点検レポート」を取りまとめ、公表した⁶。なお、具体的な点検作業としては、分野ごとの取組の概要、現行の防災マニュアルにおける規定内容、本府省庁、現地対策本部で対応した幹部職員からの報告、実務に当たった職員からの報告レポートを素材として、評価すべき事項、改善すべき事項を抽出した。

本自主点検レポートでは、能登半島が日本海側最大の半島であり低平地が非常に乏しく金沢からも距離があるとの地理的特徴、高齢化率が高く耐震化率が低く、またアクセスルートが限られる社会的特徴、元日の夕方の発災という季節的特徴を挙げた上で、状況把握の困難性、進入・活動の困難性、過疎地域かつ高齢者等の要配慮者が多数存在、支援活動拠点の確保困難性、積雪寒冷対策の必要性、インフラ・ライフラインの復旧に時間を要したこと等に伴う影響、といった災害対応上の課題等が示された。その上で、

○被災地の情報収集及び進入方策への対応として、

- ・情報共有・一元化のため被害情報の収集・集約・分析にヘリ搭載カメラや定点カメラ、夜間のヘリ搭載赤外線カメラ等様々な手段を用いるべきこと
- ・ITSスポット等の最新の機材を配備することによる効率的な交通状況の把握方法を検討するとともに、衛星データや民間カーナビ情報を用いて交通状況の把握体制を強化すること
- ・被災地への進入のため自衛隊航空機等での車両・資機材の輸送等が円滑に行えるよう、平時から、関係機関相互の連携体制構築や連携訓練を実施すること 等

○自治体支援への対応として、

- ・支援者の活動環境の確保のため自治体の受援計画の作成など、受援体制構築を促進すること
- ・派遣職員の自活に備えた寝袋、食料等の装備品等を充実すること
- ・災害支援への移動型車両・コンテナ等の活用のため、災害時に活用可能なトレーラーハウス、ムービングハウス、コンテナハウス、トイレトレーラー、トイレカー、キッチンカー、ランド

⁶ 令和6年能登半島地震に係る災害応急対応の自主点検レポート

https://www.bousai.go.jp/updates/r60101notojishin/pdf/kensho_team_report.pdf

リーカー等について、平時から登録・データベース化する等、ニーズに応じて迅速に提供する仕組みを検討すること 等

○避難所運営、物資調達・輸送への対応として

- ・大規模災害時は、物資調達・輸送が平時のようにできず、プッシュ型支援が届く発災後3日目までは備蓄での対応が必要であり、市町村において指定避難所や物資拠点等に最低限必要な備蓄を確保するとともに、都道府県において市町村の備蓄状況を踏まえた広域的な備蓄を確保すべきこと
- ・避難所開設時からパーティションや段ボールベッド等を設置するなど、避難所開設時に対応すべき事項を整理し、指針やガイドラインに反映すべきこと
- ・断水や避難生活の長期化に伴う避難所環境の確保のため、国の公共工事で「快適トイレ」を標準化していくとともに、災害時に調達が容易にできる環境を整備すること、また高速道路会社のトイレカーを引き続き活用するとともに、地方整備局等におけるトイレカーの導入等を検討すること、さらに、自治体による防災井戸等の分散型の生活用水確保を促進すべきこと 等

○横断的事項として、平時から専門ボランティア団体や中間支援組織であるNPO等との連携体制を構築しておく方策を検討すべきこと 等

について整理した。

なお、更なる検討が必要とした事項については、自治体、有識者等の参画を得て災害対応を総合的に検討するワーキンググループ（後述する「令和6年能登半島地震を踏まえた災害対応検討ワーキンググループ」（令和6年6月～11月））に引き継ぐことで、更に検討を深化することとした。

くわえて、令和6年能登半島地震における一連の災害対応を振り返る中で浮かび上がった課題を乗り越えるための方策や、災害対応上有効と認められる新技術等を洗い出し、今後の初動対応・応急対策を強化するための措置等について別添資料として取りまとめたほか、今後、これらの新技術等の活用に向け、関係省庁による実装に向けた検討、カタログ化による自治体等での活用促進、課題・ニーズの提示による国や民間の技術開発等の推進などの取組を進めていくこととしており、カタログについては「令和6年能登半島地震を踏まえた有効な新技術～自治体等活用促進カタログ～」⁷として6月に公表した。

（2）令和6年能登半島地震を踏まえた災害対応検討ワーキンググループ報告書

今回の能登半島地震では、過去の災害の経験や教訓を生かして、迅速な災害応急物資のプッシュ型支援や大規模な対口支援が行われた。また、ドローンや衛星通信といった新技術が活用されたほか、各種情報共有システムの活用など災害対応のデジタル化が前進した。その一方で、山がちな半島という地理的特徴、高齢化の著しい地域という社会的特徴、元日の夕刻、厳冬期の発災という季節的特徴の下で発生したこともあり、災害対応上教訓とすべき様々な課題が明らかになった。

災害に強くしなやかな国づくりに向けては、今回の地震における災害対応を振り返ることで課題・教訓を整理し、南海トラフ地震や首都直下地震を始めとする、今後の地震災害における応急対策・生活支援対策に生かしていくことが極めて重要であり、このため令和6年6月21日に中央防災会議の防災対策実行会議の下に「令和6年能登半島地震を踏まえた災害対応検討ワーキンググループ」を設置し、実際に今回の災害対応に関わられた様々な立場の関係者に参画いただきながら、検討に当たっては前述の自主点検レポートの内容も踏まえながら、各回テーマを設けて10回にわたり議論を重ね、応急対策や生活支援策の今後の方向性について検討を行い、その結果を「令和6年能登半島地震を踏まえた災害対応の在り方について（報告書）」として同年11月に取りまとめ、公表した。

同報告書では、令和6年能登半島地震について、地震の概要、被害の概要、政府及び地方公共団体の主な対応等を整理した上で、今回の災害の特徴を踏まえた災害対応の方向性として、

⁷ 令和6年能登半島地震を踏まえた有効な新技術～自治体等活用促進カタログ～
https://www.bousai.go.jp/updates/r60101notojishin/pdf/kensho_team_catalog.pdf



緊急消防援助隊による被害状況確認のための
ドローン活用



ドローンによる土砂災害調査

- 国民の防災意識の醸成
 - 各種計画の実効性の向上
 - 各種制度やマニュアルの整備・習熟、研修、訓練の実施
 - 防災DXの加速・新技術等の活用推進
- といった防災対策強化により一層取り組んでいくことが必要不可欠とした上で、

- 災害応急対応や応援体制の強化
- 避難生活環境の整備等の被災者支援強化
- NPOや民間企業等との連携の強化
- 事前防災や事前の復興準備、復旧・復興支援の推進

といった能登半島地震の特徴を踏まえた新たな災害対応の強化にも取り組んでいくことが必要であるとされた。その上で、今般の災害における取組事例・課題、これらを踏まえた今後の災害対応の基本方針が次のとおり示された。

- ① 状況把握や進入・活動の困難性、孤立集落発生等の地理的特徴や社会的特徴を踏まえた災害応急対応や応援体制の強化
- ② 高齢化地域における災害関連死防止のための避難生活環境の整備等の被災者支援の強化
- ③ 甚大な被害やリソース不足を踏まえたNPOや民間企業等との連携の強化
- ④ 将来の人口動態等の社会的特徴を踏まえた事前防災や事前の復興準備、復旧・復興支援の推進

また、全国どこでも地震によって強い揺れに見舞われる可能性があるとともに、人口減少・少子高齢化の進行やニーズの多様化など社会形態が変化する中、南海トラフ地震等の大規模地震の切迫性も高まっており、ますます行政だけでは対応しきれない状況になってきていることから、より厳しい被害様相となることも想定し、防災対策を抜本的に強化し、あらゆる主体が総力戦で災害に臨む必要がある。そのため、国民は、地震は国内どこでも発生し得ることを正しく認識し、「自らの命は自らが守る」という意識の下、住宅の耐震化や家具の固定、携帯トイレや食料等の家庭での備蓄や災害時に地域での助け合いができるよう、地域で行われる訓練や準備等の取組に積極的に参加することが必要である。



福和ワーキンググループ主査から
坂井内閣府特命担当大臣（防災）への報告書手交

令和6年度能登半島地震を踏まえた災害対応の在り方について【概要】

令和6年能登半島地震を踏まえた災害対応の在り方について【概要】

今回の特徴を踏まえた災害対応の方向性

【防災対策強化のための基本的な考え方】

- 大規模災害に総力戦で臨むための国民的防災意識の醸成
- 地域防災計画の見直し等による各種計画の実効性の向上
- 災害対応力の底上げに向けた各種制度やマニュアルの整備・習熟、研修、訓練の実施
- 災害対応の効率化・高度化に向けた防災DXの加速・新技術等の活用推進



【能登半島地震の特徴を踏まえた災害対応の方向性】

- 状況把握の困難性や孤立集落発生等の地理的特徴や社会的特性を踏まえた災害応急対応や応援体制の強化
- 高齢化地域における災害関連死防止のための避難生活環境の整備等の被災者支援の強化
- 甚大な被害やリソース不足を踏まえたNPOや民間企業等との連携の強化
- 将来の人口動態等の社会的特性を踏まえた事前防災や事前の復興準備、復旧・復興支援の推進

今般の災害における取組事例・課題、これらを踏まえた今後の災害対応の基本方針（主な実施すべき取組）

1. 人的・物的被害への対応

○ 住宅・建築物の耐震化の一層の推進や暫定的・緊急的な安全確保策の推進

住宅・建築物の耐震化の促進に向け、地方公共団体と連携し、補助・税制・融資による各種支援や普及啓発等を強力に実施すべき。

- 液状化ハザードマップ作成を促進し、より実態に即したリスク情報を示すことによるリスクコミュニケーションの充実
- 既存の地震・津波観測施設の更新を含む全国の津波観測体制の強化
- 火災予防のための感震ブレーカーの普及推進や密集市街地の整備改善

○ 上下水道、通信、道路、港湾等のインフラ・ライフラインの強靱化・耐震化・早期復旧の推進

上下水道施設の被害状況の調査や復旧の支援活動を実施するに当たっては、プッシュ型での支援を実施すべく、国が全体調整を行うとともに、上下水道一体の支援体制を構築・充実すべき。

- 道路啓開とライフライン復旧作業の連携による復旧加速化に向けた平時からの関係者との連携確保

2. 国・地方公共団体等における災害応急対応

- 災害対応の応急泊りや留置事項等を整理した災害対応の手引きの作成及び実効性のある訓練・研修の充実

○ 孤立が想定される地区での関係機関が連携した訓練や受援計画に基づく訓練

災害時に交通通信等が途絶えて孤立することが想定される地区については、孤立時の状況把握などについて、関係機関が連携して訓練を実施するよう努めるべき。受援計画について、職員への計画内容の周知や、受援計画に基づく訓練の実施等により、受援計画の実効性の確保に取り組むべき。

○ 政府の司令塔機能の強化、国による応援組織の充実・強化

（TEC-FORCE、MAFF-SAT、D-EST、通信体制、デジタル体制等）

事前防災の徹底に向け、内閣府防災担当の機能を予算・人員の両面で強化するとともに、防災庁を設置すべく準備を進める旨の政府方針に沿って、所要の取組を着実に進めるべき。

被災自治体への支援に大きな役割を果たした国による応援組織について、大規模災害に備えて、組織の充実・強化を進める必要があり、国による応援組織の機能の在り方について、職員の確保、外部人材の活用、民間団体との連携、処遇改善を含め、検討すべき。



危険箇所での被災状況調査

- 被災地支援派遣支援等枠組み（D-EST）等による子どもたちの学びの継続や学校の早期再開のための支援
- 急効対策推進制度について、総括支援、政令市の負担が大きかったこと等を踏まえた制度を改善
- 過酷な環境下での派遣職員の安全・継続的な支援のための寝具、食料等の資機材や装備品の充実
- 災害時に国が迅速に「道」の駅を活用し災害支援を行うための仕組みの検討

3. 被災者支援

○ 避難生活を支援する地域のボランティア人材を育成するための仕組みや研修の充実

地域で避難所の運営・生活環境向上に取り組む「避難生活支援リーダー/サポーター研修」等の拡充を図るとともに、地域のボランティア人材を把握し、被災地とのマッチングに活用するデータベースを整備すべき。

避難所運営に関わる担い手と連携して地域の避難生活全般に関する「避難生活支援コーディネーター」及び保健・医療・福祉等の専門的な知見を活かした支援・助言を行う「避難生活支援専門アドバイザー」の育成を図るべき。

- 「場所（避難所）の支援」から「人（避難者等）の支援」へ考え方を転換し、在宅避難者・車中泊避難者等も含めて支援

○ 避難所開設時からパーティションや段ボールベッド等を設置するなど、避難所開設時に対応すべき事項を整理し、スフィア基準も十分に踏まえた指針やガイドラインに反映

- 学校の体育館への空調設備の設置や、トイレの洋式化、施設のリアフリー化の推進

○ 避難所等において速やかな炊き出しを可能とするための調理設備等の整備・備蓄の促進、提供体制の構築

避難所における温かい食事の提供のため、避難所や公民館・集会所等において速やかに炊き出しが可能となるよう、大型のガス設備や燃料をはじめ、調理に必要な設備一式やキッチンカー等の整備・備蓄や提供体制の構築を促すべき。

○ 携帯・簡易トイレ等の備蓄、マンホールトイレの整備、仮設トイレ等の確保

自治体による、携帯トイレ等の備蓄、マンホールトイレ整備、仮設トイレ確保の協定締結等を促進すべく、公共工事で「快速トイレ」を標準化していくとともに、災害時に調達に容易にできる環境整備を図るべき。高道路路会社のトイレカーを引き続き活用するとともに、地方公共団体等におけるトイレトレーラー・トイレカーの導入等を検討すべき。

○ 入浴支援を行うNPO等との協定締結等による入浴機会確保や

防災井戸等による生活用水の確保のための平時からの準備

災害時に使用できるシャワー設備・入浴設備の確保、入浴支援を行うNPOや民間施設等との関係事業者との協定の締結、避難所と入浴施設間の送迎のためのマイカー等の確保など、入浴機会を確保されるよう平時からの準備を促すべき。

○ 被災地のニーズに応じてキッチンカーやトイレトレーラー、ランドリカー等を迅速に提供するための登録制度の検討

移動型車両・コンテナ等が迅速な支援の実施に効果的だったことを踏まえ、災害時に活用可能なキッチンカー、トイレトレーラー、ランドリカー、トレーラーハウス等について、平時からあらかじめ登録し、被災地のニーズに応じて迅速に提供するための仕組みを検討すべく。



キッチンカー



トイレカー



仮設風呂

令和6年能登半島地震を踏まえた災害対応の在り方について【概要】

今般の災害における取組事例・課題、これらを踏まえた今後の災害対応の基本方針（主な実施すべき取組）

3. 被災者支援

- 増大する災害時の医療・福祉ニーズに対応するため、専門家の派遣による医療・福祉的対応の充実、被災者のニーズに応じた伴走型支援の実施（災害ケースマネジメント）等の施策について検討すべき。

○ 災害関係法制における「福祉」の位置付けについて検討

初動対応を行うチームの確保や、在宅避難者を含む被災者支援の在り方など、福祉の支援の強化に向け検討すべき。また、災害救助法上の救助の種類など、災害関係法制における「福祉」の位置付けについて検討すべき。



DWATによる「なんでも福祉相談コーナー」

在宅避難者等に対する相談・アウリーダ対応や被災サービス機能が失われた介護施設等における被災者へのケアについて、DWATの活動範囲の拡大により対応すべき。

DWAT活動についての各都道府県等のコーディネート機能の強化や、初動対応を専門とするチームの育成、装備品の充実等、DWAT活動に関する制度見直しに向けた検討を進めるべき。

- 被災地の活動に必要な医療チームの確保や医療器材等の整備を行うとともに、医療コンテナ等を活用した医療提供体制の整備を推進

○ 2次避難者に係る宿泊施設とのマッチングにおけるルール等のマニュアルの整備

2次避難を行うべき場合やその対象者の整理、ホテル・旅館等の確保、被災者の移送手段の確保、2次避難についての被災者の意向の把握、被災者の希望を踏まえた、ホテル・旅館等のマッチング、2次避難先での継続的な支援等について仕組みを検討し、2次避難所運営マニュアル等を整備すべき。

○ 広域避難者や自主避難所の避難者を含め、避難者の情報把握の在り方について検討

広域避難者や自主避難所の避難者を含め、避難者の情報把握の在り方について制度改正も含めて検討するとともに、広域避難者等のデータベースについて普及のための取組を進めるべき。

- 男女共同参画の視点を取り入れた避難者の生活環境の改善

- 避難所等で被災者支援を行うNPO等への災害救助費等を活用した業務委託に係る手順や具体例の周知

6. 多様な主体の連携等による支援体制の強化

- 広域職員等、インフラ復旧工事従事者、ボランティア等の宿泊場所や活動拠点の確保の在り方について、官民を連したトレーラーハウス、ムービングバス等の活用、国の庁舎等の拠点機能の確保を含め検討
- 都道府県域における官民連携を促進させるため、災害中間支援組織の設置・機能強化の加速化
- 自治体と民間団体との協定締結の推進及び協定の検証・見直しによる実効性の確保

7. 特徴的な災害を踏まえた対応

- ヘリ搭載カメラ、定点カメラなど様々な手段を用いた情報収集、民間ドローンの積極活用

○ 新総合防災情報システム（SOBO-WEB）による現場情報等のリアルタイム共有体制の構築

SOBO-WEBを活用して各種被害情報等を位置情報と結び付けるとともに、同システムを中核として、関係機関のシステムと連携を図り、被害情報、避難所、通行可能な道路等の現場の情報を自動的に連携し、リアルタイムで共有される「防災デジタルプラットフォーム」を可及的速やかに構築すべき。

- 想定される大規模災害にあふれる主体が総力戦で臨むための、体制や連携の在り方の検討
- 自助を促すための国民等の意識啓発と共助を促すための連携の在り方の検討

4. 物資調達・輸送

- 最低3日間、推奨1週間分の食料・飲料水・簡易トイレ等の備蓄といった各個人が実施すべき対策の啓発

○ 市町村による避難生活に必要な物資等の十分な備蓄、備蓄状況の国の調査・公表

自治体において、トイレ、食料、パーティション、段ボールベッド等の避難生活において必要な物資の備蓄を進めるとともに、国においても、その備蓄状況を調査し、公表すべき。

- 市町村の備蓄状況を踏まえた都道府県による広域的な備蓄の確保

○ 調達・運搬に時間を要するプッシュ型支援物資の各地域への分散備蓄

パーティションや段ボールベッド等について、国においても一定量備蓄しているが、温かい食事の提供するための資機材や入浴のための資機材を含め、より迅速な被災者支援のため、調達・運搬に時間を要するこれらの物資については、各地域への分散備蓄を実施すべき。



パーティション・段ボールベッド

- プッシュ型支援で調達する食品の品目のリベリエーションの充実

- 民間の輸送・物流事業者が有する専門的ノウハウを活かすための、自治体と民間事業者間の事前連携

○ 物資調達・輸送調整等支援システムの改善と訓練等を通じた運用の円滑化

5. 住まいの確保・まちづくり

- 迅速な被害認定調査のためのリモート判定、日本損害保険協会等との連携等

- 恒久的な活用を含めた仮設住宅の多様な供給手法について整理

- 公費解体や災害廃棄物処理の円滑化・迅速化のためのマニュアル等の見直し

- 復興事前準備や事前防災・復興まちづくりの推進

○ 分散型システムの活用も含め、災害に強く持続可能な将来にふさわしい上下水道の復旧・整備

上下水道の復旧・整備に当たっては、復興まちづくり、将来の人口動態など様々な観点から総合的に判断し、被災後の機能確保方法等も検討しつつ、必要に応じて浄化槽送水や浄化槽等の分散型システムの活用も含め、災害に強く持続可能な将来にふさわしい整備を行うべき。

地域を支える中小・小規模事業者や農林漁業者の早期のなりわい再建や伝統産業・文化を継続するための支援



リモート判定の様子

○ NPOや民間企業等が災害対応に積極的に参加できる環境の整備

（民間の活動団体の登録制度の検討等）

NPO、企業等の民間主体が災害対策に積極的に参画できる環境を整備するため、平時からの連携体制を構築し、災害時支援手順の体系化や民間の活動団体の登録制度を検討するとともに、活動支援を行うべき。

○ 初動対応における空路や海路での輸送に備えた車両や資機材の小型化や軽量化

道路進出が困難な場合でも迅速に進出できるよう、空路や海路での輸送に備え、車両や資機材の小型化や軽量化等に関する技術的検討を進めて整備することで、部隊の機動性を高めるとともに、現地派遣人員等の編成の検討を行うべき。



小型・軽量化された消防車の輸送

- 地震被災地で発生する水害に備えたリスク情報のきめ細かな周知、複合災害が発生した場合の柔軟な被災地支援

- 令和6年度能登半島地震を踏まえた有効な新技術及び方策の活用

関係府庁による実証の検討、カタログ化による自治体の活用促進、国や民間の技術開発等を推進すべく。

第2節

令和6年能登半島地震の経験・教訓を踏まえた法制上の対応

能登半島地震では、被災地の地理的特徴や社会的特徴等から災害対応上の多くの課題が示された。こうしたことから、その教訓等を踏まえ、被災地や被災者に対する支援について、地元自治体や住民等のみならず、国、近隣自治体、関係団体、専門職員、NPO・ボランティア団体、事業者等の多様な主体が、総力を結集し、複層的かつ重層的に支援を行う体制の構築を図ることとされた。このため、国による災害対応の強化、福祉的支援の充実、ボランティア団体との連携、広域避難への対応、防災DX、備蓄の推進、インフラ復旧・復興の迅速化など、具体的な措置について検討し、通常国会に災害対策基本法等の一部を改正する法律案を提出した。

同法案は、国による災害対応の強化、福祉的支援等の充実（災害救助法の救助の種類に「福祉サービス」を追加等）、ボランティア団体との連携（NPO・ボランティア団体等の事前登録制度を創設）、広域避難への対応（避難元と避難先の自治体の連携推進等）、防災DX・備蓄の推進（自治体の備蓄状況の公表等）、インフラ復旧・復興の迅速化の内容で構成され、国会審議を経て5月28日に成立した。同法の主な内容は以下のとおり。

①国による災害対応の強化

- ・国は、地方公共団体に対する応援体制を強化
- ・国は、地方公共団体からの要請を待たず、先手で支援
- ・司令塔となる内閣府（防災担当）の機能を強化（「防災監」の新設）

②福祉的支援等の充実

- ・高齢者等の要配慮者、在宅避難者などの多様な支援ニーズに対応するため、災害救助法の救助の種類に「福祉サービス」を追加するとともに、福祉関係者との連携を強化
- ・支援につなげるための避難所の運営状況の把握



保健師による避難所巡回（輪島市）

③ボランティア団体等との連携

- ・被災者支援で自治体等と連携する、NPO・ボランティア団体等の国（内閣府）への事前登録制度を創設
- ・登録団体は、災害時に自治体等と連携し、避難所運営、炊き出し、被災者からの相談対応等を実施
- ・国民のボランティア活動の参加を促進

④広域避難への対応

- ・（能登半島地震における1.5次避難、2次避難のような）広域避難における派遣元及び派遣先の情報提供の推進、広域避難者への情報提供の充実
- ・市町村が作成する被災者支援台帳について、都道府県が支援

⑤防災DX、備蓄の推進

- ・デジタル技術を活用し、物資・資材、被災者のニーズや状況をきめ細かく把握し、被災者に対する情報発信を強化

- ・地方公共団体による物資の備蓄状況の公表義務

⑥インフラ復旧・復興の迅速化

- ・日本下水道事業団による地方公共団体との協定に基づく水道施設の復旧工事の実施
- ・水道事業者による水道本管復旧のための土地の立入り等
- ・液状化対策の推進（災害の定義に「地盤の液状化」を追加）
- ・復興まちづくりの推進

また、上記の改正法案に加え、能登半島地震の教訓を踏まえ、

- ・①道路啓開計画の法定化、実効性のある計画に基づいた道路啓開の実施、②地方公共団体が管理する自動車駐車場について、災害復旧等の拠点として活用するため、国土交通大臣が必要な管理を代行することができる制度の創設、③被災地への出動が可能なトイレコンテナ等の平時からの配備を促進するため、その占用許可基準の緩和、設置に対する無利子貸付制度の創設等を内容とする道路法等の改正（令和7年4月9日成立）
- ・港湾施設の応急復旧に他人の石材等を活用できるようにする制度の創設、港湾管理者が災害時に民有港湾施設を使用することができる協定制度的創設、倒壊した場合に緊急物資等の輸送に支障を及ぼす恐れのある港湾施設への勧告制度の拡充、国から港湾管理者への支援船舶の入港需要等の情報の提供等による、港湾の緊急物資等の輸送拠点機能の確保等を内容とする港湾法等の改正（令和7年4月16日成立）
- ・地方自治体が管理する空港が被災した際、国が迅速に復旧工事を代行できる制度を創設すること等を内容とする航空法等の改正（令和7年5月30日成立）
- ・株式会社地域経済活性化支援機構（REVIC）の目的・支援基準に被災地域の経済再建、被災事業者支援を明確に位置付け、業務の期限を延長する株式会社地域経済活性化支援機構法の改正（令和7年6月4日成立）

等の法改正が実施された。

第3節 想定される大規模災害への対応

一方、能登半島地震で得られた教訓は、近い将来に大きな被害が想定されている南海トラフ巨大地震対策、首都直下地震対策にも反映されることとなった。

（1）南海トラフ巨大地震への対応

南海トラフ巨大地震対策検討ワーキンググループは、中央防災会議における「南海トラフ地震防災対策推進基本計画」（平成26年3月28日中央防災会議決定）の策定から10年が経過することから、同基本計画の見直しに向け、防災対策の進捗状況の確認や新たな防災対策の検討を目的として、防災対策実行会議の下に設置された。同ワーキンググループでは、令和5年2月から開催されている「南海トラフ巨大地震モデル・被害想定手法検討会」と並行して、同年4月から12月までに計14回の議論を重ねてきたが、令和6年能登半島地震が発生したことから、令和6年5月に開催された第15回ワーキンググループでは、「令和6年能登半島地震に係る検証チーム」で災害応急対応における評価点・改善点の抽出、災害対応上有効と認められる新技術等の洗い出しを行い、今後の対策に反映することとし、これに加え、有識者を交えた検討（令和6年能登半島地震を踏まえた災害対応検討ワーキンググループ）も行うこととされ、その結果を南海トラフ地震の防災対策に反映するとの方針が示された。その後、同ワーキンググループは令和7年3月までに計29回開催され、同31日に報告書が取りまとめられた。

南海トラフ巨大地震の被害の特徴は、「強い揺れと短時間で到達する巨大な津波が広域にわたって襲来すること」、「人口や社会経済活動が集中している地域から離島・半島や中山間地まで多様な形態

で発生すること」などが挙げられる。広域かつ甚大な被害によるリソース不足が生じることなどから行政が防災対策に取り組むだけでは限界があり、国民一人一人が家屋倒壊や津波からの直接的被害を回避するとともに、その後も命を維持し生活を継続するために備えることが求められる。今回の報告書では、前述の特徴や過去10年間の防災対応の進捗を踏まえ、あらゆる主体が総力をもって災害に臨むことで、「直接的被害の減少」、「助かった命・生活の維持」、「生活や社会経済活動の早期復旧」を実現するための実施すべき対策が次のとおり示された。

- ① 社会全体における防災意識の醸成
 - ・津波避難意識等の向上に向けたリスクコミュニケーションや防災教育の充実
 - ・消防団や自主防災組織等の多様な主体との連携や地区防災計画の策定等による地域の防災力の向上
 - ・企業が活動を継続し、地域防災に貢献するためのBCP策定と実効性確保
- ② 被害の絶対量低減等のための強靱化・耐震化、早期復旧の推進
 - ・補助制度、税制優遇措置等の周知等による、住宅・建築物の耐震診断、耐震改修等の促進
 - ・木造住宅密集地域等の火災危険性が高い地域における感震ブレーカーの普及
 - ・インフラ・ライフラインの強靱化・耐震化、海岸堤防や避難路の整備等
 - ・まちの将来像を地域で事前に検討しておく等の復興事前準備の推進
- ③ 発災後の被災者の生活環境の確保
 - ・広域かつ膨大な避難者数が想定される中でも、温かい食事や入浴などの様々な支援が届くような対策の実施
 - ・福祉サービスを必要とする要配慮者等の様々なニーズへ配慮するとともに、保健師や災害支援ナース、DWA T等の専門的な人員を迅速に派遣する体制の構築
 - ・孤立する可能性のある集落における物資の備蓄や通信確保のための備えの充実
- ④ 防災DX、応援体制の充実等による災害対応の効率化・高度化
 - ・新総合防災情報システム（SOBO-WE B）や新物質システム（B-P L o）等の機能強化
 - ・国による応援組織の充実強化
 - ・「即時応援県」の事前の指定等による自治体間の円滑な支援体制の整備
- ⑤ 時間差をおいて発生する地震等への対応強化
 - ・臨時情報の実効性を高めるとともに、住民や事業者等が後発地震までの間にとるべき対応の充実
 - ・ひずみ計や海域の観測網をはじめとしたモニタリングに必要な観測網の維持・強化

南海トラフ巨大地震では、想定される被害は甚大であるが、対策を講じれば被害の軽減が期待される。被害想定の結果に一喜一憂することなく、国民・事業者・地域・行政がとるべき対策を着実に実施することが重要である。特に、被害の防止・軽減に向けては一人一人の耐震対策や備蓄、津波からのいち早い避難、「自らの命は自らが守る」という意識の醸成が必要である。

上記の内容等を踏まえ、基本計画が見直される見込みである。

また、本議論の途上で、令和6年8月8日、宮崎県沖の日向灘でマグニチュード7.1の地震が発生し、令和元年の運用開始後初めて「南海トラフ地震臨時情報」が気象庁から発表された。同日に開催された「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」の結果を受け、南海トラフ地震の想定震源域では新たな大規模地震の発生可能性が平常時と比べて相対的に高まっていると考えられることから「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）」が発表され、政府や自治体などからの呼び掛け等に応じた防災対応をとるべきことが示された。この臨時情報に関しては、同15日に政府としての特別な注意の呼び掛けが終了したことが発表されたが、その後、同ワーキンググループにおいても、臨時情報に関する対応について議論がなされた（詳細については「【コラム】「南海トラフ地震臨時情報」と「北海道・三陸沖後発地震注意情報」」（p.91）を参照）。

(2) 首都直下地震への対応

首都直下地震対策検討ワーキンググループは、減災目標を定めた首都直下地震緊急対策推進基本計画の策定（平成27年3月）から10年が経過することから、同基本計画及び政府業務継続計画の見直しに向けて、中央防災会議防災対策実行会議の下に設置され、令和5年12月から防災対策の進捗状況の確認や被害想定の見直し、新たな防災対策の検討が開始された。第1回ワーキンググループ開催の直後に令和6年能登半島地震が発生したことから、令和6年能登半島地震を踏まえた災害対応検討ワーキンググループでの議論等も踏まえ検討がなされている。

同ワーキンググループは令和7年3月までに計13回開催されており、今後、報告書が取りまとめられた後、基本計画・政府業務継続計画が見直される見込みである。

第4節 令和6年能登半島地震の経験・教訓等を踏まえた予算・組織の拡充

(1) 内閣府防災担当の予算拡充による災害対応体制の強化

内閣府防災担当では、令和6年度補正予算に350.5億円（災害救助費等（288.5億円）を含み、新地方創生交付金を含まず）を計上し、南海トラフ地震や首都直下地震などの次なる大規模災害も見据え、令和6年度能登半島地震の教訓も踏まえつつ、避難所の生活環境改善を始めとした災害対応体制の強化を進めている。また、令和8年度中の防災庁の設置を見据え、事前防災の充実を始めとする災害対応力の強化、災害対応の司令塔機能の強化を進めることとし、令和7年度当初予算を倍増（約146億円）し、令和6年度補正予算の執行とも連動させつつ、以下の取組等により、避難生活環境の抜本的改善や官民連携による人材育成の推進、防災DXの推進等に取り組んでいる。

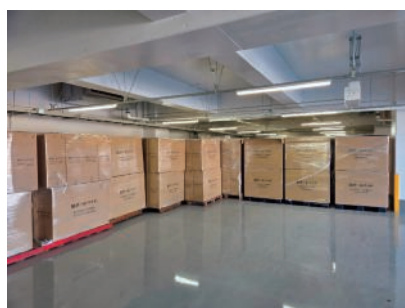
(主な取組)

- ・新地方創生交付金（地域防災緊急整備型） 1,000億円の内数（令和6年度補正予算）

避難所の生活環境改善を始めとする地方公共団体の先進的な防災の取組の支援により、トイレカー、キッチン資機材、パーティション等の資機材の備蓄を推進することとしており、令和6年度事業として、都道府県、市区町村等における計783件、141億円の事業を採択し、資機材整備の支援を実施している。

- ・プッシュ型支援における内閣府備蓄物資の分散備蓄 13.6億円（令和6年度補正予算）

立川防災合同庁舎を含む、全国8地域に段ボールベッド等の簡易ベッドやパーティション、簡易トイレ、温かい食事を提供するための資機材や入浴のための資機材等、調達に時間を要するため一定の備蓄が必要なものについて、購入・分散備蓄を実施している。



立川防災合同庁舎備蓄倉庫棟

- ・災害時に活用可能なキッチンカー・トレーラーハウス・トイレカー等に係る登録制度の創設
1.0億円（令和6年度補正予算及び令和7年度当初予算）

発災時における迅速な支援を可能とするため、キッチンカー・トレーラーハウス・トイレカー等

の平時からの登録・データベース化を進めている。



トイレトレーラー



ランドリーカー



シャワートレーラー

・被災者支援団体への活動経費助成事業 4.7億円（令和6年度補正予算及び令和7年度当初予算）

NPO・ボランティア団体等が被災地支援に駆けつけるための交通費補助事業を令和7年1月に創設し、令和6年度は計214件、約4,000万円の交付決定を行った。令和7年度事業についても4月から開始している。

また、令和7年通常国会に提出した災害対策基本法等の改正法案への対応のため、NPO等の登録・管理データベースの整備、団体登録制度の周知を図る普及啓発等を行うこととしている。

・新総合防災情報システム（SOBO-WEB）の整備等 23.6億円（令和6年度補正予算）

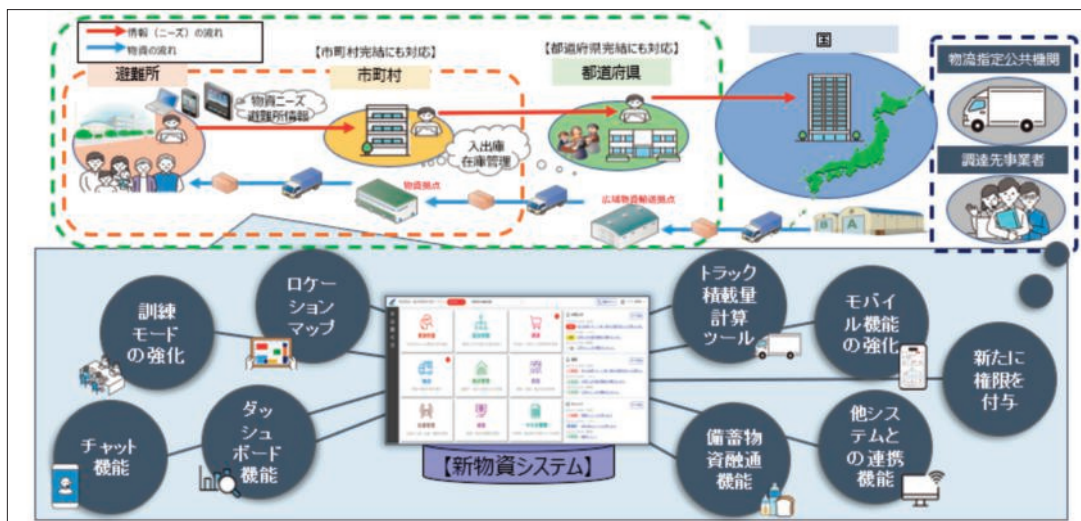
防災デジタルプラットフォームの実現に向けた新総合防災情報システム（SOBO-WEB）の機能や連携の強化、及び災害時の迅速・効率的な物資支援を実現するために新物資システム（B-PLo）の機能強化や新総合防災情報システム（SOBO-WEB）との連携の早期実現に向けて推進している。

・防災情報システムの効果的な利活用促進 約2.2億円（令和7年度当初予算）

新物資システム（B-PLo）の利活用促進の研修・訓練や、新総合防災情報システム（SOBO-WEB）を活用した実践的な机上演習を推進することとしている。

・関係省庁による事前防災対策を推進する仕組みの創設（事前防災対策総合推進費）
約17億円（令和7年度当初予算）

関係省庁による事前防災対策を推進するため「事前防災対策総合推進費」を創設し、事前防災の強化につながる調査・研究開発、関係省庁と地方自治体等が連携して行う事前防災の強化の取組を推進することとしている。



新物資システム（B-PLo）の概要

(2) 内閣府防災担当の組織・定員の拡充

風水害の発生が頻発化・激甚化するとともに、首都直下地震や南海トラフ巨大地震などの大規模災害の発生が危惧される中、人命最優先に「防災立国」を構築する必要がある。このため、令和8年度中に防災庁を設置すべく内閣官房防災庁設置準備室を中心に準備を進めているところであるが、まずは、政府の災害対応の司令塔機能を担う内閣府防災担当の機能を予算・人事の両面で抜本的に強化するため、令和7年度に、地域防災力強化担当を創設するなど、定員を110人から220人へ大幅に拡充した。また、今後新たに「防災監」を創設することとしている。

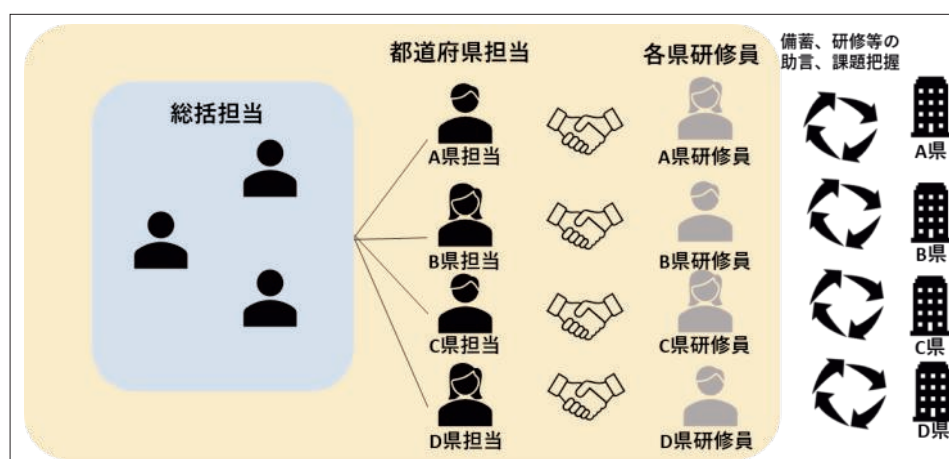
(主な機能強化)

・「防災監」の新設

頻発化・激甚化する風水害や切迫する南海トラフ巨大地震等の大規模災害への対応強化のため、事前防災、災害応急対策から復旧・復興までの災害対応全般の司令塔として、対応を総括する事務次官級職員を新設することとしている。

・地域防災力の強化促進

令和7年4月に内閣府防災担当に地域防災力強化担当を創設し、各都道府県のカウンターパートとなる職員を配置した。備蓄促進や訓練研修、ボランティアとの連携などを促進するとともに、発災時には直ちに現地に入り、被災状況の把握や避難所環境の確保に従事することとしている。



地域防災力強化担当の仕組み（イメージ）

第5節 防災庁設置に向けた検討

令和6年10月に石破内閣が発足すると、内閣の基本方針として防災庁の設置が打ち出された。防災業務の企画立案機能を抜本的に強化し、平時から不断に万全の備えを行うことが必要不可欠であり、そのためには専任の大臣を置き、十分な数の災害対応のエキスパートをそろえた「本気の事前防災」のための組織が必要であるとして、令和6年11月1日には内閣官房に防災庁設置準備室が発足した。また、防災庁の設置により、スフィア基準も踏まえた避難生活環境の整備、発災後速やかにトイレ、キッチンカー、ベッド・風呂等を配備できるような官民連携体制の構築、被災地の情報を迅速かつ効率的に収集する防災DXなどが飛躍的に前進することが期待されるとされた。

また、人命最優先の防災立国を早急に構築すべく、令和6年能登半島地震の教訓を踏まえた災害対応の強化や政府の組織体制強化に向け関係行政機関の緊密な連携を確保し、その効果的かつ総合的な推進を図るため、令和6年12月20日に内閣総理大臣を議長とし全閣僚により構成される防災立国推進閣僚会議が開催されることとなり、その第1回会議が開催された。同会議では、防災庁の設置に向けた今後の対応方針として、防災業務の企画立案機能を抜本的に強化し、平時から不断に万全の備

えを行う「本気の事前防災」に徹底に取り組むとともに、大規模災害時には政府の災害対応の司令塔機能を担うことのできる防災庁の設置を目指すことが示され、有識者会議を開催するなど防災庁設置に向けた検討を更に加速化することとされた。また、令和7年4月からの内閣府防災担当の体制強化（予算・人員）、令和8年度中の防災庁設置のスケジュールが示された。なお、内閣府防災担当の体制強化（予算・人員）については、令和7年度当初予算は①事前防災の充実を始めとする災害対応力の強化（避難生活環境の抜本的改善、官民連携や人材育成の推進、防災DXの加速等）、②災害対応の司令塔機能の強化を内容として、前年度の2倍の約146億円としたほか、人員についても、政府の災害対応の司令塔機能を抜本的に強化するため、令和7年度中に「防災監」を設置することとともに、地域防災力強化担当を創設するなど令和7年度の定員を前年度の2倍の220人に大幅に拡充した。

さらに、令和7年1月30日に、防災庁の設置に向け、近年激甚化・頻発化する災害や、今後差し迫る巨大災害に対し、政府として強化すべき防災施策の方向性と、そのために必要な組織体制の在り方等について意見を聴取するため、福和伸夫名古屋大学名誉教授を主査とする計20名の委員・専門委員で構成される「防災庁設置準備アドバイザー会議」が開催されることとなり、避難生活、官民連携、防災教育・啓発、デジタル、事前防災の在り方等について分野別に議論の上、令和7年夏頃の取りまとめを予定している。



防災庁設置準備アドバイザー会議の様子

第6節 おわりに

令和6年能登半島地震は、半島の特性から被災地への限られたアクセスルートが通行困難となったほか、インフラ・ライフラインも大きな被害を受け、過疎化・高齢化が進んだ地域でもあり、さらに、宿泊施設等の地域資源が限られる中での支援活動となったため、非常に対応が困難な災害であった。しかしながら、近い将来の発生が懸念される南海トラフ巨大地震その他の大規模災害において同様のことがより大規模・広範囲に起こり得ることを考えれば、それらの事情を言い訳にすることはできない。政府としては、本災害によって明らかになった課題やそれを踏まえた今後の方針を「令和6年能登半島地震を踏まえた災害対応の在り方について（報告書）」等により整理したところであり、今後、令和8年度の防災庁設置も見据えて、官民のあらゆる力を結集して大規模災害に対処するための「本気の事前防災」に取り組んでいく必要がある。